

工事写真における黑板情報の電子化に関する運用指針

1 目的

工事において受注者が納品する写真については、農業土木工事施工管理基準による出来形管理及び施設機械工事等施工管理基準に基づき、工事写真中に工事名、工種、作業内容等の情報を記入した黑板を写し込むこととされている。この黑板に記載する情報について、電子情報として被写体画像と同時に記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図ることを目的とする。

2 対象工事

平成 29 年 10 月 1 日以降入札公告に付する県営建設工事（農業農村整備事業関係）を対象とし、工事契約後、受注者が黑板情報の電子化について、監督職員に協議を行い承諾を得た工事に適用することができる。

3 工事写真における黑板情報の電子化にかかる取扱

工事写真における黑板情報の電子化にかかる取扱は次のとおりとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「農業土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「施設機械工事等施設機械工事等施工管理基準 第 1 編 共通編 第 2 章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。
- 2) 黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板と混在させてはならない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器等の使用が困難な場合は、この限りでは

ない。

(4) 信憑性確認

受注者は、工事成果品の提出時に黒板情報を電子化した写真を信憑性チェックツール (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) 又は、写真管理ソフトウェアに搭載された信憑性チェックツールを用いて信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

4 発注者における信憑性確認

監督職員は、3 (4) で提出された信憑性確認の結果を確認するものとする。

5 機器等の導入に必要な費用

機器等の導入に係る費用は、従来の黒板に変わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

6 使用機器の事例

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) に記載する基準を用いた信憑性確認機能 (改ざん検知機能) を有するものは、一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) に記載されている「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」の一覧を参照のこと。

ただし、この一覧中の機器に限定するものではない。